

学校生活規則

1、登校、下校時

- (1)本校の始業時刻は8時40分とする。
- (2)放課後は次の時刻までに下校する。それ以後残留するときは、保護者の了承を得て、担任または部、同好会顧問を通じて校長の許可を受け、適切な責任者が付添わなければならない。
- 3月1日より9月30日まで18時
- 10月1日より2月末日まで17時30分
- ただし、部活動の下校については、以下の時刻とする。
- ①校舎内で活動の生徒は、18時15分
- ②体育館またはグラウンドで活動の生徒は、19時15分
- (3)登校から放課の時刻までは、担任または他の職員の許可がなければ校外に出ることができない。
- (4)休業日に登校する場合は、制服を着用する。また、早目に帰宅できるように下校する。

2、出欠席・忌引

- (1)事前にわかっている欠席・遅刻・早退は教室に置いてある諸届用紙に必要事項を保護者が記入・署名し、ホームルーム担任に届ける。
- (2)当日の欠席・遅刻は8:20までに保護者が下のURLまたはQRコードから「欠席等連絡システム」にアクセスし、必要事項をすべて入力し送信する

【URL】

<https://keturen.pen-kanagawa.ed.jp/?1607-5967-1880>

【QRコード】



- (3)忌引日数は次のとおりとする。

父母5日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母1日

(注) 連絡・証明・諸届・許可用紙は各クラスに備えてある。

QRコードはデンソーウェーブの登録商標です

鎌倉高等学校 諸届用紙							
↓ 該当の項目に○をつけてください。							
欠席	遅刻	早退	忌引	見学	異装	外出	その他
日付	理由						
/							
生徒氏名				保護者署名(自署)			
年 組 番							
				担任確認欄			

- (4) 当日、体調不良等で早退する際は職員室にある早退届に記入し、担任（不在の場合、副担任・学年の職員）に提出し、帰宅すること。家に着いたら必ず帰宅した旨を学校に連絡すること。

3、服 装

- (1) 生徒一人一人の服装は学校の雰囲気をつくる大きな要因であることを自覚し、教育の環境をそこないよう心掛ける。

- (2) 服装は次のように規定する。

(a) 男子

本校所定の学生服を着用し、左衿に学年別バッジをつけること。また、ワイシャツ・ポロシャツは白色のものを着用する。

(b) 女子

本校所定の学生服を着用し、左胸に学年別バッジをつけること。また、ブラウス・ポロシャツは白色のものを着用する。

※寒いときは制服の下にセーター・カーディガン・トレーナーのみ、着用することを認める。

※制服の上の防寒着は可とするが、体育着は防寒着としては認めない。

(c) 夏季の略装（5月～10月）

夏季には上着を着用しなくてもよい。ベストを着用することは可である。

(d) 履 物

上履き・体育館履きは指定されたものを使うこと。

(e) 体育の服装（体育の授業及び体育的行動）

ジャージ上下	}	指定のものとする。
Tシャツ		
ハーフパンツ		

体育館履き 指定のものとする。

外履き 運動に適した靴（アップシューズ等）とする。

- (3) 何らかの事情で上記の服装ができないときは、その旨を所定の諸届用紙に記入し、担任に申し出て許可を受ける。

4、生活一般

- (1) 言葉づかい、態度は礼を失わないよう心掛ける。
- (2) やむを得ず授業中に廊下を通る場合は静粛を心掛ける。
- (3) 自習時間は指定された場所で静粛に自習を行う。
- (4) 体育の授業のための更衣は指定の場所で行う。
- (5) 中間試験、期末試験など定期試験の際は、「テストを受けるにあたっての諸注意」に従い、まぎらわしい行為をさけ公明正大な態度で受験する。
- (6) 常に清潔、整頓に心掛け、掃除当番は定められた場所を責任をもって行う。
- (7) 各部・同好会の部室の使用は、平日の始業前・昼休み・放課後および休業日に限る。

- (8)学校の施設または用具を使用するときは、係職員の許可を受けて使用する。誤って破損したときは係職員に届け出る。
- (9)火気の使用は原則として禁ずる。やむを得ず火気を使用するときは、係職員の許可を得てその職員の指示のもとに使用する。
- (10)掲示物やビラなどには責任者名を明記し掲示物は定められた場所に掲示する。必要期間を過ぎたものは必ず撤去する。
- (11)金品の盗難や遺失、拾得をしたときは、すみやかに職員に届け出る。
- (12)クラスや部・同好会で金銭を集めるときは担任 または部・同好会の顧問の許可を要する。
- (13)自転車・バイクおよび自動車を運転または同乗して通学しない。ただし、最寄り駅までの自転車の使用は、届け出た場合に限り許可する。ただし、令和元年より県条例で、保険への加入が義務付けられている。
- (14)校内外においての事故、特に交通事故は応急処置後、すみやかに担任を通じて学校長に届け出る。
- (15)携帯電話・スマホ・インターネットがらみの犯罪に巻き込まれないよう十分注意する。